適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収受	``、 却 ` <u>'</u>																			[1,	/2]
令和	年	月	日		住所(法)	又 に 人 の 店	罗 百 又	所)は		の場合	のみ公	表されま	きす) :丁目7	7番31	-201 [!]	号						
				申			在 ナ)	地							(電話	番号	090	_	414	11 -	879)6)
					納	税		地	(〒 7 広島				:丁目7	7番31	-201 ⁺	号						
				請	(7	リ ナ	i ナ)	_ L	ቃ EԻ ፮	├ シユキ					(電話	番号	090	_	414	11 -	879	06)
					氏 名	又心	ま 名		_	俊	幸											
				者	(7	リメ	j ナ)	_														
広!	島西	的数型	暑長殿		(法) 代表																	
	<u> </u>	75.4万 全	主义版		法	人	番	号														
公表され 1 申記 2 法 なお、	れます。 請者の 人 人 人 上記	氏名又 各のな 1 及び	(は名 ⁾ (い社) (*2 の)	称 団等を ほか、	事項 (② を除く。 登録も て公表し)にま 号及で	かって <i>l</i> が登録 ^伝	は、 丰月	本店ス 日が2	、 は主 え え さ	たるれま	事務度す。	斤の所	在地								ージで
(平,	成28年 当該	法律 申請	第15 書は、	号) . 所?	求書発 第5条 得税法 日以前	の規定等の-	 定によ −部を	るこ	改正後 Eする	i の消 法律	肖費科	急法第	57条	· の 2	第 2	項の	規定	にり	こりし	申請	しまっ	广。
					期間の							場合り	ま令 利	1 5 年	三6月	30 ⊨	1) ま	でに	220	の申言	青書を	提出
					このほ	申請書	を提出っ						る事業	者の▷	公分に				を付	してく	ださい	,
事	業	者	区	分	※ 次第	F FXX &	录要件♂	. Ede ∄			業者		1. J	E #-	 - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		说事第		担△	17 14	次 査	「名珆
							忍」欄も													1-14,	(八米	' 7°C 17°C
令和 5 ⁴ 判 6 に 6 利 た 7 か る 5 が あ る 5	より課利 和 5 年 6 青書を提 たことに	記事業 5月30 出する こつき	者とな 日) ま ことが 困難な	るででき情																		
税	理	士	署	名	税理量税理		長谷	}) <u>1</u>	会計						(電話	番号	082	! —	27	'2 –	- 586	88)
	整理 番号				部門 番号		申請	青年	月日			年	月	F		信	年	J.		目言	雀忍	
翠	、力 処			年	月	日 	番号確認		1		身元 確認	口方口才		確認書類			ード/通 	9知力-	 	軍転免討	F証) 	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 田本 俊幸									
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。									
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	する法律								
事	個人番号」,,									
業		月 日								
者	内 大	月 日 円								
の										
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け	初 日 6年3月31日								
認	ようとする事業者 令和 年 月	日								
登録要	→ ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ									
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	いいえ								
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ います。	□ はい □ いいえ								
参										
考										
事										
項										